



る認定を受けた講座を平成二十一年三月三十一日までの間に修了した者が受験する場合に限る。) に対する旧規則第一条第五項の規定又は旧省令第二十四条第一項の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成二七年一〇月一六日経済産業省令第七〇号)

この省令は平成二十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成二八年一〇月二一日経済産業省令第一〇二号)

抄

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。